

はだの水道ビジョン改定等委託業務

仕様書

令和元年5月

秦野市上下水道局

第 1 章 総 則

1 一般事項

(1) 業務名称

はだの水道ビジョン改定等委託業務

(2) 適用

この業務に関する一般的、共通的な事項についてはこの規定に従わなければならない。

(3) 設計技術者

ア 本設計は、専門的知識を有する技術者が実施しなければならない。

イ 設計の責任者（管理技術者及び照査技術者）は、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（総合技術管理部門：上下水道－上水道及び工業用水道、若しくは上下水道部門－上水道及び工業用水道）、または R C C M（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者があたらなければならない。

(4) 契約期間

ア 令和元年度 契約締結の翌日（令和元年7月中旬）から令和2年3月31日までとする。

イ 令和2年度 契約締結の翌日（令和2年4月上旬）から令和3年3月31日までとする。

(5) 契約金額の上限（税抜）

ア 令和元年度 19,480,000円

イ 令和2年度 7,250,000円

(6) 打ち合わせ等

ア 委託業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と監督職員は、密に連絡をとり、業務の方針及び条件等の質疑を正すものとし、その内容についてはその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認する。

イ 仕様書に定めのない事項について質疑が生じた場合は速やかに監督職員と協議する。

(7) 業務計画書

ア 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出する。

イ 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載する。

(ア) 業務概要

(イ) 実施方針

(ウ) 業務工程

(エ) 業務体制

(オ) 打ち合わせ計画

(カ) 成果品の内容、部数

(キ)使用する主な図書及び基準

2 委託業務一般仕様

(1) 業務の遂行

受託者は委託業務に必要な資料収集等について十分調査し、業務の遂行に支障のないようにしなければならない。

本仕様書に明示されていなくとも、委託業務遂行上当然必要となるものについては、受託者の責任において実施するものとする。

(2) 提出書類

受託者は契約締結後すみやかに業務着手届、業務工程表、管理技術者選定通知書を提出し委託者の承認を受けること。

受託者は業務完了後、すみやかに委託業務完了報告書を提出すること。

(3) 検査及び引き渡し

委託者は前項の委託業務完了報告書を受理したときは、すみやかに委託業務の完了確認のため、検査を行うものとする。なお、検査に要する費用は受託者の負担とする。

受託者は検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(4) 成果品の提出

成果品の提出に際しては、管理技術者が直接持参するものとし、必要な説明を行うこと。

(5) 成果品に対する責任範囲

受託者は委託業務完了後であっても、成果品に対する瑕疵が発見された場合には委託者の指示に基づき成果品を訂正すること。なお、これに係わる費用は受託者の負担とする。

(6) 成果品の帰属

成果品の管理及び帰属はすべて委託者に属する。受託者は成果品または資料等を第三者に公表してはならない。ただし、委託者の承認があった場合はこの限りではない。

(7) 貸与資料等

委託業務遂行上必要な資料は受託者の要請に基づき委託者が貸与するものとし、受託者は委託業務完了後すみやかにこれを返却すること。

また、受託者は貸与資料の破損、汚損、滅失に対して十分注意するとともに、万一破損、汚損、滅失した場合はすみやかに委託者に報告し協議のうえ、受託者の責任において修復して返却すること。

第 2 章 委 託 業 務 内 容

1 業務の目的等

(1) 目的

本市は、平成21年度に本市水道事業の基本構想を示した「はだの水道ビジョン（以下、前回ビジョンと言う）」を策定している。また、平成27年度には、前回ビジョンに掲げた水道事業の課題について、基本方針別（「安心」「安定」「持続」）に整理・検証し、また、今後、10年間（平成28年度～令和7年度）の水道施設整備計画と財政計画を立案し、進めているところである。

本市の水道ビジョンは、平成21年度の策定後、9年が経過しているが、前回ビジョン以降、高齢化、人口減少社会の到来や東日本大震災の発生等により、事業環境が大きく変化しており、検証と見直しが必要な時期を迎えている。

本業務は、本市水道事業ビジョンの目標、施策の達成状況についてフォローアップするとともに「新水道ビジョン」に示された将来の事業環境、理想像、取り組みの方向性及び重点的な実現方策を踏まえ、見直しを行い、市営水道として次世代に引き継ぐことができる新たな水道事業ビジョン（令和3年度から10年間）を作成するものである。

また、「秦野市水道事業計画（以下、前回事業計画と言う）」については、現在、前期計画（平成28～令和2年度）の後半に差し掛かっており、後期計画（令和3～7年度）に向けた見直しも行われているが、今回作成する水道事業ビジョンによる新たな基本構想・方針を踏まえ、令和3年度から10年間の水道事業計画を新たに作成するものである。なお、この水道事業計画は、施設整備計画と財政計画と相互に連動することにより、経営戦略となって持続的で健全な企業経営を行う計画として、水道事業ビジョンと一体となるものである。

(2) 対象事業

- ・ 名称：秦野市水道事業
- ・ 計画給水人口：174,290人
- ・ 計画一日最大給水量：78,380m³/日

(3) 作業項目

【令和元年度】

ア 水道事業ビジョンの作成

- (ア) 設計協議
- (イ) 現状・将来見通しの把握と目標設定
- (ロ) 本市水道の理想像と目標の設定
- (エ) 推進する実現方策の検討
- (オ) 水道事業ビジョン骨子、素案、案のまとめ
- (カ) 審議会の運営支援
(作業スケジュール)

日程	作業内容
令和元年9月下旬	水道ビジョン骨子作成
令和元年12月上旬	水道ビジョン素案作成
令和2年3月上旬	水道ビジョン案作成

イ 水道事業計画の作成

- (ア) 水道施設整備計画案の作成
- (イ) 財政計画案の作成
(作業スケジュール)

日程	作業内容
令和2年2月下旬	施設整備計画案作成 財政計画案の作成

【令和2年度】

ウ 水道事業ビジョンの作成

- (ア) 審議会の運営支援
- (イ) 水道事業ビジョンのまとめ
(作業スケジュール)

日程	作業内容
令和3年3月上旬	水道ビジョン作成

エ 水道事業計画の作成

- (ア) 料金改定シュミレーション
- (イ) 水道事業計画（施設整備計画及び財政計画）のまとめ
- (ウ) 審議会の運営支援
(作業スケジュール)

日程	作業内容
令和2年4月～10月	料金改定シュミレーション
令和3年3月上旬	水道事業計画作成

2 業務内容

この仕様書は最低限の必要事項を記述しているが、この事項を踏まえたうえで最良の提案を行うこと。受注候補者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。

(1) 協議

本業務の目的を十分把握・理解し、設計計画の方向を左右する様な問題に対する事前の協議、当市担当員が業務の進捗状況を把握できるよう適切に協議

を行うこと。

ア 初回打合せ

業務内容の確認（要望事項・内容、作業方針・工程、検討事項・内容等の協議確認）及び貸与資料等の確認。

イ 中間打合せ

中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する事項についての確認。

ウ 最終打合せ

総括説明及び成果品の納品、検収の立ち会い。

(2) 水道事業ビジョンの作成

ア 現状・将来見通しの把握と目標設定

(ア) 水道事業の現状評価・課題の把握

本市水道ビジョン策定後の社会情勢及び財政・経営状況及び需要者ニーズ等の変化など、事業の進捗及び経営面に直接・間接的に影響を及ぼす要因について把握するために、関連する各種資料の収集を行う。また、必要に応じ、現地調査・ヒアリングにより事業実施上の課題とその背景等について把握・整理する。

a 地域特性の把握

- (a) 地形、地質、気象、災害等の既存資料に基づく自然条件の把握
- (b) 人口、土地利用、産業、交通等の既存資料に基づく社会条件の把握
- (c) 水資源、市の振興計画、開発計画、当該水道事業の既往の構想や計画等関連する他計画の把握

b 水道特性の把握

- (a) 水道事業の整備状況と普及状況
- (b) 事業の沿革、水需給の実績推移と特性
- (c) 既存水源の形態と水利権、取水実績、事故記録等
- (d) 原水及び給水水質実績と浄水処理方法
- (e) 水道施設の位置・規模・構造と整備状況
- (f) 需要の分布、管網形態と送配水の状況
- (g) 水道施設、管路の耐震化状況（耐震化計画等）
- (h) 事業経営状況、組織（組織体制・定員管理計画）および料金体系
- (i) 民間活用や、施設統廃合、広域化等の経営健全化の現在の取り組み状況
- (j) 経営健全化について今後の取り組み予定

c アンケート調査・編集

平成30年度市で実施した「水道に関する意識調査アンケート」の結果を整理し、今回ビジョンに反映させる。

d 水需要予測

将来見通しを得るため、15～20年程度先までの水需要予測を行う。

(a) 給水人口の予測

市の総合計画・人口ビジョン等の上位計画を基に、行政区域内人口を設定する。また、給水区域内人口及び給水人口を予測・設定する。

(b) 給水量の予測

水道事業の特性を踏まえ、用途別平均給水量、負荷率、有効率、有収率及び一日最大給水量を予測する。

c 事業の分析・評価及び課題の抽出

本市水道事業ビジョンに掲げる事業の進捗管理と成果の検証、改善を行うために、前回ビジョン策定以降の実施事業の実績を評価する。また、併せて、「新水道ビジョン」に示された重点施策等を踏まえた現在の要求事項等に対し適切に評価する。

(a) 事業の進捗状況の確認

計画事業の実施状況（進捗率、事業費の実績）について、ヒアリングにより確認する。

(b) 業務指標 (PI)、経営指標（経営比較分析表）による評価

資料収集・整理、各種指標の算定、各種指標の経年分析及び他事業との比較等。

(c) 課題の抽出

地域特性、水道特性等の現況把握及び業務指標 (PI)、経営指標等による分析結果、並びに水需要の動向等から、現状及び将来における課題を抽出する。

(4) 本市水道の将来像と目標の設定

現状の分析・評価及び課題の抽出から将来の事業環境の見通しを立てた上で、本市水道事業の実情に応じた水道の理想像と、理想像を具現化するための短期（令和3年から10年間）及び中長期ごとの目標設定を行う。

イ 実現方策の検討

本市の実態に即した目標を効率的かつ着実に達成するため、前回ビジョンで掲げている基本施策の内容について、「新水道ビジョン」に示された3つの観点（「安全」「強靱」「持続」）及び事業環境（内部環境、外部環境）を踏まえた総合的な観点から、実現方策の検討を行う。

ウ 検討の進め方とフォローアップ

PDCAサイクルに基づく進捗管理手法、スケジュール、フォローアップ方法等を検討する。

エ 水道事業ビジョンのまとめ

前項までの検討結果から、「はだの水道ビジョン（仮称）」をまとめる。また、概要版を作成する。

オ 審議会の運営支援

ビジョンを作成するに当たり、作成内容を審議するための審議会を設置する予定である。この審議会における資料作成等を支援し、オブザーバーとして出席する。なお、審議会は、年間複数回の開催を予定している。

(3) 水道事業計画の作成

ビジョンの具体的施策として、令和3年から10年間で策定し、料金算定期間を5年単位とし、その算定期間を含めた向こう10年間の具体的施策の計画策定を行う。

ア 水道施設整備計画の作成

令和3年度から令和12年度までの10年間について、前期5カ年と後期5カ年に分け、前期については前回施設整備計画の検証と見直しを行うこと。また、後期については、施設整備の内容と実施期間・優先度及び事業費について、前回事業計画の実績を踏まえて、新たな計画を立案する。なお、これらの計画は現場条件等を精査し、具体的で実現性の高いものとする。

イ 財政計画の作成

今回作成する「水道施設整備計画」を着実に実施するため、料金改定ケースを含めた複数のケースについて財政シミュレーションを行う。

ウ 検討の進め方とフォローアップ

PDCAサイクルに基づく進捗管理手法、スケジュール、フォローアップ方法等を検討する。

エ 水道事業計画のまとめ

前項までの検討結果から、「水道事業計画」をまとめる。

オ 審議会の運営支援

水道事業計画を作成するに当たり、作成内容を審議するための審議会を設置する予定である。この審議会における資料作成等を支援し、オブザーバーとして出席する。なお、審議会は、年間複数回の開催を予定している。

(4) 成果品

成果品は、次のとおりとする。なお、成果品の提出に際しては管理技術者が直接持参するものとし、必要な説明を行わなければならない。

ア 成果品の仕様、数量等は次のとおりとする。

成果品項目	数量	サイズ仕様
1 令和元年度 【はだの水道ビジョン】 (1) 現状・将来見通しの把握と目標設定の結果 (2) 実現方策の検討結果 (3) 検討の進め方とフォローアップ方法の結果 (4) はだの水道ビジョン骨子、素案、案	1部	A4 印刷製本

上記(1)から(4)をまとめた報告書 【水道事業計画】 (1) 水道施設整備計画案 (2) 財政計画案 上記(1)から(2)をまとめた報告書		
2 令和2年度 (1) はだの水道ビジョン (2) はだの水道ビジョン(概要版) (3) 料金改定シュミレーション結果 (4) 水道事業計画	3部	A4 印刷製本
3 上記1及び2の電子データ	1式	CD-R
4 上記1及び2のその他本業務により収集した資料	1式	A4

イ その他、留意事項は次のとおりとする。

(ア) 報告書等は、環境に配慮した製品を使用すること。

(イ) 報告書等は、両面印刷に努め、図面等がA3版になる場合は、見開き製本とすること。

(ウ) 電子データについては、汎用性が高く、共有化、修正できるファイル形式(マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等)で作成すること。

エ 成果品の納品場所は秦野市上下水道局水道施設課とする。

(5) 成果物の帰属

本業務に成果品及び派生する権利等は、すべて本市に帰属するものとし、本市の承諾を受けずに、公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

(6) その他

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

(2) 受注者は、業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。

(3) 仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と協議のうえ、市の指示に従うこと。